

中華人民共和国による我が国の排他的経済水域（E E Z）内外への 弾道ミサイルの発射に対し抗議及び対策を求める意見書

中華人民共和国（中国）は、本年8月4日から7日にかけて、台湾周辺海域で大規模な軍事演習を実施。同国内陸部及び沿岸部より弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が、波照間島南西沖の我が国排他的経済水域（E E Z）に着弾。1発が与那国島から北北西80キロメートルのところに着弾した。国内で最も近い距離に、弾道ミサイルが着弾した与那国町漁協では、8月8日まで漁業者に対して漁の自粛要請を行う事態となった。

中国による今般のこうした一連の行動は、我が国の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であり、本市を含む地域及び国際社会の平和と安定に深刻な影響を与えるものである。また、我が国E E Zへのミサイル着弾は、八重山圏域の漁業者の安全な操業を脅かし、著しく阻害するものであるが、中華人民共和国外務省の華春瑩報道官が、「両国は関連海域で境界を確定しておらず、演習区域に日本のE E Zが含まれるという見解は存在しない」と8月4日の記者会見で述べたことは、中国の権利のみを主張し他国に対して権利を認めない一方的な発言である。中国のこうした一連の行動は断じて容認出来ない。

さらに、今回の日本のE E Z内外の弾道ミサイルの発射は、台湾を訪問したアメリカのペロシ下院議長が台湾を離れた後に行われており、計画的である。

よって本市議会は、中華人民共和国による台湾周辺海域での軍事演習の実施及び我が国排他的経済水域（E E Z）へ向けた弾道ミサイルの発射に対し、日本国として明確、かつ厳重に抗議するとともに、安全保障体制の強化を図り、八重山郡民が安全に生活し不安に怯えることがないように、対策を講じることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年8月8日

石垣市議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄県選出国會議員、沖縄県知事、地元選出県議會議員